

「指定居宅サービス」重要事項説明書

～短期入所生活介護＋介護予防短期入所生活介護～

当事業者は介護保険の指定を受けています。

短期入所生活介護 (兵庫県指定 第 2875200723 号)

介護予防短期入所生活介護 (兵庫県指定 第 2875200723 号)

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護含む）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 大慈厚生事業会
- (2) 法人所在地 兵庫県神戸市中央区東川崎町 6 丁目 2 番 6 号
- (3) 電話番号 078-992-0065 (FAX 078-992-6568)
- (4) 代表者氏名 理事長 坂本和恵
- (5) 設立年月日 昭和 27 年 5 月 30 日
- (6) インターネットアドレス番号 <http://www.daijien.com>

2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階 地下 1 階
- (2) 建物の延べ床面積 6,813.18㎡
- (3) 施設の周辺環境

神戸市営地下鉄 西神南駅より徒歩約 900m、緑に囲まれた落ち着いた雰囲気の中に施設があります。また、最寄駅周辺にはコープ西神南店のような大型店舗や、飲食店もあり都市の利便性と郊外の快適性を併せもった地域です。

事業所の説明

(1) 施設の種類

指定短期入所生活介護事業所 平成 12 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日指定更新
令和 6 年 4 月 1 日指定更新

指定 兵庫県 2875200723 号

※当事業所は特別養護老人ホーム大慈弥勒園に併設されています。

指定介護予防短期入所生活介護事業所 平成 18 年 4 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日更新

令和6年 4月 1日更新

指定 兵庫県 2875200723号

- (2) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービス（介護予防短期入所生活介護含む）を提供します。

- (3) 施設の名称 短期入所生活介護サービス施設 大慈弥勒園ショートステイ

- (4) 施設の所在地 兵庫県神戸市西区櫨谷町長谷13-1
交通機関 神戸市営地下鉄 （西神南駅）

- (5) 電話番号及びFAX番号 078-992-0065 （FAX 078-992-6568）

- (6) 施設長（管理者）氏名 奥山 弘樹

- (7) 当施設の運営方針

時代の変遷にともない、福祉ニーズの変化を敏感に把握し、社会の人々の為に、良質な福祉サービスを提供すると共に、いつでも・どこでも・だれもが必要なときに最善の福祉サービスを提供出来るように日々、研究・努力する。併せて、老人福祉法及び介護保険法の理念・規則に則り、法人の設立精神である「和顔・愛語・上敬下愛」を基本方針として、高齢者の人権を尊重し、自立を目指して高齢者の精神的、肉体的な援助を行う。

- (8) 開設（サービス開始）年月

短期入所生活介護 平成12年4月1日

介護予防短期入所生活介護 平成18年4月1日

- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

〔居宅介護支援事業〕 平成12年 4月 1日

指定 兵庫県2875200111号

〔特定入所者生活介護事業所〕 平成18年 4月 1日

指定 兵庫県2875202414号

〔介護予防支援事業〕 平成18年 4月 1日

(10) 通常の事業の実施地域

神戸市西区、垂水区狩口台・北舞子・向陽・小束台・小束台東・小束山・小束山手・
小束山本町・潮見が丘・清水が丘・神陵台・神和台・星陵台・多聞台・多聞町・
千鳥が丘・千代が丘・つつじが丘・西舞子・西脇・本多聞・舞子坂・舞子台・舞多聞西・
舞多聞東・学が丘・南多聞台・名谷町・桃山台、須磨区北落合・白川台・菅の台・友が丘・
中落合・西落合・東落合・南落合・竜が台
明石市朝霧台・朝霧北町・朝霧山手町・中朝霧丘・北朝霧丘・西朝霧丘・東朝霧丘・
上ノ丸・王子・北王子町・南王子町・大明石町・大蔵谷奥・茶園場町・新明町・硯町・
太寺・太寺大野町・太寺天王町・鷹匠町・立石・田町・樽屋町・大道町・西新町・荷山町・
東仲ノ町・東野町・人丸町・東人丸町・東山町・松が丘・松が丘北町・宮の上・山下町・
和阪稻荷町

(11) 営業日及び営業時間

営業時間	年中無休
受付時間	月～金 9時～17時
サービス提供時間帯	毎日24時間
送迎時間	月～土曜日 9時～18時

(12) 利用定員 15人

(13) 居室等の概要（短期入所生活介護）

サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	3室	
多床室（4人部屋）	3室	
合 計	6室	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	〔主な設置機器〕 平行棒
浴室	3室	機械浴・一般浴
医務室	1室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

各部屋、トイレ・洗面所付き
各部屋、個別冷暖房完備
各部屋、全自動介護ベッド完備
各部屋、ナースコール完備
各部屋、見守り機器（眠り SCAN）完備

(14) 第三者評価の実施状況

実施の有無 有り

実施した直近の年月日 平成26年11月6日

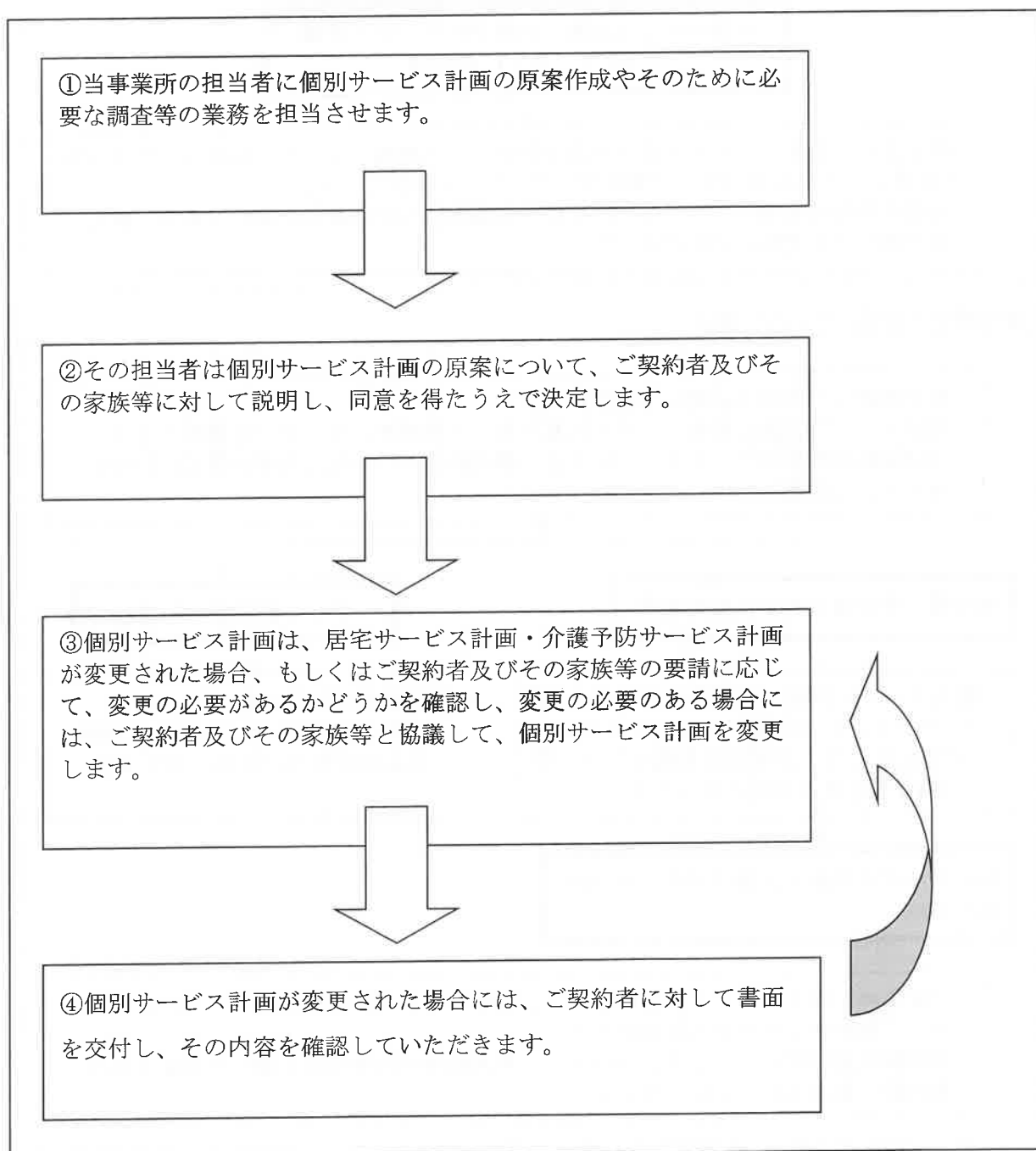
評価期間名称 一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟第三者評価制度評価委員会

評価結果の開示状況 ホームページに開示

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、居宅サービス計画（ケアプラン）及び地域包括支援センター介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画に沿って作成がされている場合には、その内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

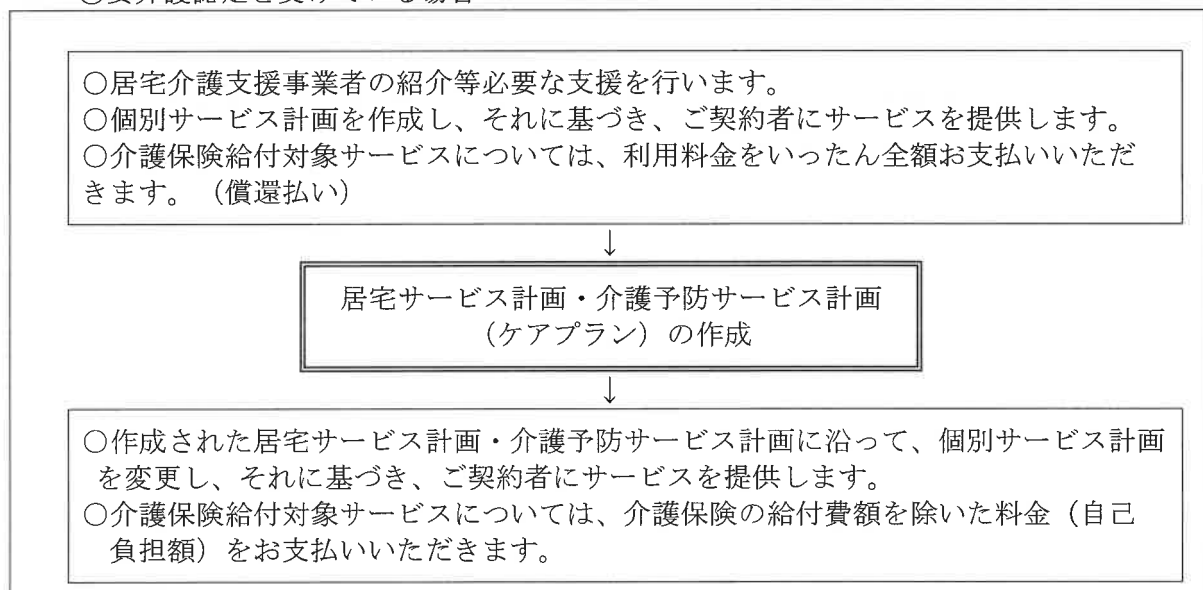
契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）



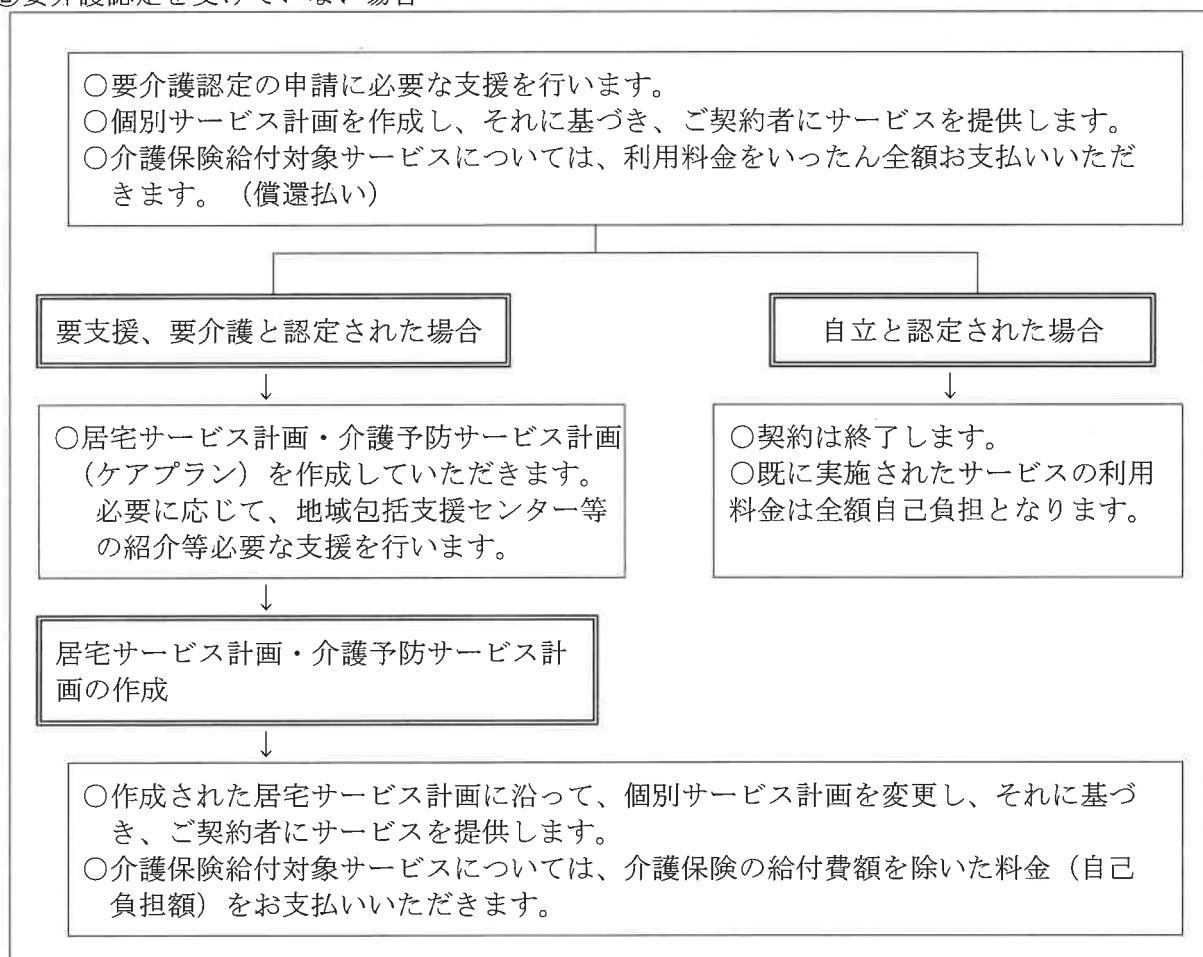
(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成さ

れていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	内 容	
	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1 名	1 名
2. 介護職員	4 名以上	4 名
3. 生活相談員	1 名以上	1 名
4. 看護職員	1 名以上	1 名
5. 機能訓練指導員	1 名以上	1 名
6. 医師	1 名以上	必要数
7. 管理栄養士	1 名以上	1 名

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における

常勤職員の所定勤務時間数（例：週 38，75 時間）で除した数です。

（例）1 日 7，75 時間勤務の介護職員が週 5 日勤務している場合、常勤換算では、1 名（7，75 時間×5 日÷38，75 時間＝1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	時間等
1. 医師	9：00～18：00
2. 介護職員	早朝 7：00～16：00 日中 9：00～18：00 夜間 16：00～10：00
3. 看護職員	日中 8：45～17：15 1 名
4. 機能訓練指導員 5. 管理栄養士	8：45～17：30（毎週 5 日）

☆土日・祝日は上記と異なります。

〈配置職員の職種〉

介護職員 …ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員 …ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員 …主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

機能訓練指導員 …ご契約者の機能訓練を担当します。

医師 …契約者に対して健康管理の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための措置をとります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

○短期入所生活介護サービス、介護予防短期入所生活介護サービス

また、それぞれのサービスについて

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常7～9割）が介護保険から給付されます。

(i) サービスの概要

①食事（但し、食費は別途いただきます）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則として

います。

- ・ご本人のお体の状態で、医師により食事療法が必要と判断されている場合、滞在中指示に基づいた療養食を提供します。

(食事時間)

朝食：7：00～ 昼食：12：00～ 夕食：18：00～

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・特殊浴槽を使用して入浴することもできます。
- ・介護ロボット ピュアット導入

③排泄

- ・介助が必要なご契約者に対して、自立支援を踏まえたトイレへの案内や排泄の介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・心身の機能低下予防のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(ii) サービス利用料金（1日あたり）（契約書第8条参照）

別表1の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護共

☆ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。

- ・介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。その際、変更同意書を取り交わす事で再契約したとみなす事ができるものとします。

- ・ 契約者が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については別表 1 の料金表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 8 条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(i) 〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記 5 (1) (ii) のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1 枚につき 1 0 円

③ 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション等に参加していただくことができます。

利用料金：要した費用の実費

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用（実費）を負担いただきます。

⑥ 理髪・美容

〔理髪サービス〕

月に 1 回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

⑦ 通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、区域外の地点からお住まいまでに発生した距離を送迎費用として、下記の料金をいただきます。また入所中の通院等、その他の送迎についても下記の料金表を適応します。

移送距離 (一回につき)	5 k m 未満	5 k m 以上 1 0 k m 未満	1 0 k m 以上 1 5 k m 未満	1 5 k m 以上 5 k m 毎
移送費用	5 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円	5 0 0 円加算

但し、緊急時での協力病院及び協力医院への送迎に付いてはご負担の必要はありません。

⑧居室電気使用料金（テレビ等の電化製品をご利用の場合）

居室内でテレビ・冷蔵庫等をご利用になる場合、電気代として使用物一つにつき利用料金をいただきます。

利用料金：1日30円（一つにつき）

※使用する物が増えた場合は、30円ずつ加算します。

(3)利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は次のとおりお支払い下さい。

①短期入所生活介護及び通所介護ー サービス利用終了時毎に、その都度お支払い下さい。

- ア. 窓口での現金支払
 - イ. 指定口座への振り込み
 - ウ. コンビニ支払

(4)利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の全額

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	みどり病院
所在地	神戸市西区枝吉1丁目16番地
診療科	総合病院

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 かもめ歯科
所在地	神戸市長田区東尻池町新町1番20号 イオン長田南ショッピングセンター2F

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6か月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第22条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ②事業所の運営規定の変更に同意できない場合。
- ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）。
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）。
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑧他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

（２） 事業者からの契約解除の申し出（契約書第２１条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが３か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤契約者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が、法令違反その他著しく常識を逸脱した行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、

本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
(文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除)

(3) 契約の一部が解約または解除された場合 (契約書第22条参照)

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助 (契約書第18条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

8. サービス提供における事業者の義務 (契約書第11条、第12条参照)

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第14条、第15条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③事業者及びサービス従業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練を実施します。また、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、定期的に訓練を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、コピー代は有料となります。
- ⑤サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び契約者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、施設及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。
- ⑥ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。

ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の契約者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

⑦ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑧事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

9. ご契約者の注意・禁止行為（契約書第13条、14条参照）

ご契約者またはその身元引受人（家族）は施設内で次の行為をしてはならない。ハラスメント等に該当し、サービス提供の中止または契約解除の場合があります。

- ①居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ②故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③管理者が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- ④指定された場所以外で火器を用い、又は自炊すること。
- ⑤けんか、口論、泥酔などで他人に迷惑をかけること。
- ⑥施設の職員又は他の利用者に対して迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動をおこなうこと。
- ⑦施設の職員又は他の利用者に対して行うハラスメント（たたく・つねる、蹴る、手を払いのける、大声を出す、無視、怒鳴る、つばを吐く、理不尽なサービスの要求）などの迷惑行為。
- ⑧施設の職員又は他の利用者に対してセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる、抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話をする、下半身を丸出しにする）などの迷惑行為。
- ⑨施設の職員又は他の利用者に対して行う悪質クレームやストーカー行為（特定の職員につきまとう、長時間の電話、理不尽な長時間のクレーム）などの迷惑行為。
- ⑩サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。
- ⑪その他決められた（※重要事項説明書もしくは事業所において定めた規則など）以外の物の持ち込み。

10. その他留意事項

(1) 利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

【利用時必要物品】

- 下着（肌着 綿の物）パンツ 5セット以上（前開きのものが望ましい）
- 靴下 5足以上
- パジャマ（綿の物） 2セット以上（前開きのものが望ましい）
- トレーナー上下（綿の物） 4セット以上
- ズボン（外出用）2枚（女性の方2枚のうち1枚はスカート等可）
- 上衣（外出用）2枚（女性の方2枚のうち1枚はワンピース等可）
- カーデガン 春・冬物 各2枚
- 上靴、下靴 各1足 （スリッパは転倒の恐れがあるので避けて下さい。）
- 帽子 1個
- プラスチック製のコップ（取手のあるもの） 1個
- 入れ歯、入れ歯容器 1個
- その他 ご本人が大切にされている所持品（写真やぬいぐるみ等）

※ 利用前には必ず全ての物品に名前をご記入下さい。

黒い物にも分かるように、名前を縫い付けてください。

※ 記名のないものに関しては、職員にて記入させて頂く場合がございます。

(2) 面会について

面会時間 9：00～17：00

来訪者は、必ずその都度職員に届け出て下さい。

なお、来訪される場合、酒類・食品（なま物）の持ち込みはご遠慮ください。

※感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、厚生労働省老健局及び神戸市福祉局のガイドラインに沿って随時、面会方法・面会時間等に変更があります。

(3) 外出について

① 利用者は、外出しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出て許可を得なければならない。

② 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

※感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、厚生労働省老健局及び神戸市福祉局のガイドラインに沿って随時、外出方法等に変更があります。

1 1. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

1 2. 身元引受人（連帯保証人）（契約書第24条参照）

契約締結にあたり、身元引受人（連帯保証人）をお願いすることになります。しかしながら、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。

- ① ご契約者が医療機関に入院する場合やその手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担。
- ② 利用者の理解意思表示が困難な場合の、利用者代理人としての責務
- ③ 他の親族への必要な連絡
- ④ 身元引受人（連帯保証人）は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。
- ⑤ 身元引受人（連帯保証人）となる方については、本契約から生じるご契約者の債務について、極度額として本契約開始時または更新時における月額利用料全額の12か月分を限度とし、連帯してご負担いただきます。また、その額は、ご契約者又は連帯保証人が亡くなったとき等に確定し、生じた債務について、ご負担いただく場合があります。
- ⑥ 連帯保証人からの請求があった場合には、事業所は、身元引受人（連帯保証人）の方に利用料等の支払い状況、滞納金の額、損害賠償の額等、ご契約者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

1 3. 個人情報の取り扱い

（1）利用目的

当施設では、ご契約者から提供されたご契約者および身元引受人（連帯保証人）に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご契約者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご契約者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、

施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等)

(2) 第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご契約者および身元引受人（連帯保証人）の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部事業者へ業務委託を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ ご契約者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めるため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ ご家族への心身状態や生活状況の説明
- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 保険事務の委託（一部委託含む）
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) ご契約者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご契約者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いており、ご契約者のプライバシーに関わる個人情報につきましては（2）の場合を除き外部に対し情報提供致しません。

(4) 施設内での写真の掲示及び施設報等でのお名前、写真の掲示

当施設では、外出やお祭り行事等の楽しい思い出を、参加されたご契約者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご契約者の家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設報にお名前やお写真を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、広報紙、SNS 等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

(5) 個人情報の開示について

施設保有データの開示請求については介護に関する個人情報開示の規程に基づいて行うこととします。

1 4. 苦情の受付について（契約書第 2 5 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口担当者　〔職名〕　　相談員
- 苦情受付窓口担当者責任者　施設長　奥山弘樹
- 受付時間　　　　　毎週月曜日～金曜日　随時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○神戸市保健福祉局 監査指導部（法人・施設指導担当）

TEL：078-322-6242（平日 8：45～12：00、13：00～17：30）

○養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）

TEL：078-322-6774（平日 8：45～12：00、13：00～17：30）

○兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

TEL：078-332-5617（平日 8：45～17：15）

○神戸市消費生活センター（契約についてのご相談）

TEL：078-371-1221（平日 9：00～17：00）

令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 大慈弥勒園ショートステイ

説明者職名

私達は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住所

氏名

身元引受人（連帯保証人）

住所 ☐ 同上

氏名

（契約者との続柄）

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所 ☐ 同上

氏名 ☐ 同上

（契約者との関係）

※立会人

住所

氏名

（契約者との続柄）

○広報紙・発表資料・ホームページ・SNS 等への掲載について

ご意向	ご希望
お写真の掲載を了承する。	可 ・ 否